

中國出土資料學會會則

第1条（名称） 本会は、中国出土資料学会と称する。

第2条（目的） 本会は中国の出土資料に関する学術研究とその交流に努め、あわせて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条（事業） 本会は、その目的を達成するために以下の事業を行う。

1. 每年1回の大会及び総会の開催。
2. 每年数回の研究会（例会）の開催。
3. 研究雑誌及びその他刊行物の発行。
4. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第4条（会員） 本会の会員は次の4種類とする。

1. 通常会員
2. 学生会員
3. 海外会員
4. 準会員

第5条（会員） 1. 通常会員・学生会員・海外会員は斯学を研究するものとする。

2. 準会員は斯学に關係ある研究機關とする。

第6条（会員） 通常会員・学生会員・海外会員・準会員は会員の紹介により、理事会の承認を得なければならない。

第7条（会計） 本会の経費は会費・寄付金及びその他の収入をもって當てる。

第8条（会計） 通常会員・学生会員・海外会員・準会員は所定の会費を年度始めに納入するものとする。

第9条（会員） 1. 通常会員・学生会員・海外会員は本会定期刊行物の頒布を受け、大会・研究会（例会）等に出席し、また研究雑誌及びその他において研究を發表することができる。

2. 準会員は本会定期刊行物の頒布を受けることができる。

3. 通常会員・学生会員・海外会員・準会員は会費滞納期間2年で本会定期刊行物や関係資料等の送付が停止され、同5年で会員の資格を失うものとする。

第10条（役員） 本会に以下の役員を置く。

1. 会長 1名。理事の互選により、総会の承認を得て選出する。
2. 理事 若干名。総会に出席した会員が選出する。
3. 監事 2名。総会に出席した会員が選出する。
4. 幹事 若干名。会長の委嘱による。
5. その他、必要に応じて各種委員を置くことができる。

第11条（役員） 1. 会長は本会を代表し、会務を統べる。

2. 理事は理事会を組織し会務を掌る。

3. 監事は本会の会計を処理する。

4. 幹事は会務を処理する。

第12条（役員） 1. 役員の会期は2年とし、重任することができる。ただし同一人が引き続き1期を超えて会長に在任することはできない。

2. 役員は満65歳を超えて在任できない。ただし年度途中で65歳に達した役員は当該年度末日まで在任するものとする。

3. 本会の会長・理事経験者で、多大の功労があったものを、名誉会長・名誉理事とすることができる。会長の推薦により、総会の承認を得て選出する。

4. 役員に欠員が生じた場合、以下の通りとする。

(1)会長・幹事は改選する。ただしその任期は前任者の残任期間とする。

(2)理事は空席とする。

第13条（会計） 本会の会計年度は毎年4月に始まり翌年3月に終わる。

第14条（改正） 本会則の改正は総会出席者の三分の二以上の賛同を得て行う。

付則

第1条 本会の会費は以下の通りとする。

通常会員・準会員 年額4000円

学生会員・海外会員 年額2000円

第2条 本会は事務局を会長もしくは担当する理事の所属研究機関におく。

第3条 本会則は1996年（平成8年）4月より施行する。

1998年（平成10年）3月14日改正。

2008年（平成20年）3月15日改正。

2011年（平成23年）7月16日改正。

2018年（平成30年）12月8日改正。